

第4号

昭和48年6月

な 報 おん な

NO 4



恩納村章

円は平和を表わし左右に
鋭く延長して平和の中にも
恩納村の飛躍発展の姿
を象徴したものである。

企画課編集

4/27

ふくぎとゆうなを護り育て

美しい自然のすが、唯一の財産である

村木



ふくぎ

村花



ゆうな

御あいさつ

村民待望の祖国復帰も一周年を迎えました。その功罪についてはいろいろ評価されておりますが。私達は、いかなる現実からの逃避も許されるものではありません。

直面する現実を正しく分析し、評価しそれに対応する姿勢こそ問題解決の鍵ではないかと思えます。このことは、村政や村民生活にもあてはまるのではないでしょうか。

村で発行する広報は、村政の歩ゆみを村民の皆様にご紹介し、また個人個人の意見を広報でみんなに紹介し、お互に意見の交換を行なうことにより、相互理解が生まれ正しい現状分析ができ、村政も円滑に行なわれ村の発展につながるものと考えます。

その意味におきまして、今回よそいも新たに広報第4号を発行致します。当分の間は季刊としますが漸次月刊にもつていくよう努力する所存であります。村民の皆様// 広報「おんな」をかわいがつて下さい。そしていろいろな情報、資料等を提供していただき、より豊かで充実した月刊広報に成長させていただきましょよう切望致します。ごあいさつと致します。

昭和48年6月 日

村長 大城保晴

昭和48年度村長所信表明

復帰第4回定例会を開催し、昭和48年度一般会計予算及び国民健康保険特別会計予算、その他の案件の審議を煩わすにあたり、所信を申し述べまして、議員各位の御批判と御協力をお願いいたします。

1 一般的事項

1 昭和47年は、沖縄のすべてにおいて、変転きわまりない年でありました。それは、沖縄の37年にわたる異民族支配が終止し日本国憲法のもとに復帰したことであります。

そのためにおきた行政や経済面のできごとをあげると次の事項に要約されるものと考えます。

(イ) 沖縄法から国の諸法令に移行するための諸制度の改正

(ロ) ドル予算から円予算へ組替えによる差損と10.5ヶ月予算

(ハ) 1ドル対305円交換に伴う諸物価の暴騰による村民生活にあたえた損失

以上あげましたが、これらの後遺症がまだ解決されないまま、昭和48年度には更に若夏国体や沖縄国際海洋博覧会場建設工事等による物価の高騰が続き、村民生活の不安、第一次産業に及ぼすデメリットが大きく現われるのではないかと憂慮するものであります。

若夏国体も海洋博も本村に直接的な関係はないが、全県的行事である以上、協力すべきは協力し、しからざるものはこれを拒否する姿勢で臨みたいと存じます。

申し述べました諸般の状況から昭和48年度は、経済的、社会的に不安定な年になることが予想されますが、お祭りの社会現象に迷わされず、予算を伴うもの、しからざるものを含め、本村の当面する諸問題を一ツツ解決しながら、本村の長期的基本構想を作成する所存であります。

2 昭和48年5月15日は、祖国復帰満1ケ年目にあたります。この1ケ年間村民各位の御協力のもとに役場職員一丸となり制度改革に伴う事務の整備に努力して参いたのでありますが、27ケ年間のひずみはおおべくもなく本土のそれに比較しまするとまだまだの感を深くするものであります。

そこで議会議員並びに村民各位の御協力により、新生恩納村としての長期的基本構想のもとに前進し、行政、経済、社会福祉等一日も早く本土並にするため、村の象徴たる村章を公募しこれを制定、村章のもとに新しい村造りに努力したいと存じます。また、これと同時に本村の自然をより美しく保護するため「村の花」、「村の木」も公募したいと考えております。

2 民政関係について

1 本年は、村民生活に不可決な上水道の調査設計等を行ない水道事業の認可申請及び県条例の改正をお願いするとともに47年度で調査費を計上した、瀬良垣、太田両部落の簡易水道については、基地周辺整備法の適用を受けてこれを改修したいと考えております。

2 じん介処理については、現在1台の処理車で行なっているが十分でないので後1台処理車を購入し能率的な処理を計っていきたいと考えています。

なお、処理場の件については、一市三村（石川市、金武村、宜野座村、恩納村）で一部事務組合を組織し、衛生的な処理をすべく数回にわたって協議を行なってきましたが、用地の確保ができず本年度の事業計画ができなくなりましたが、当分の間現状の処理方法を行ないながら一部事務組合の設立に努力したいと存じます。

3 その他児童福祉、青少年問題については、村営保育所の建設設計を年内の早い時期に行ない国の予算編成前に補助及び起債の申し込みを行ない49年度でこれを建設したいと考えております。設置する場所の選定について議会の協力をお願いします。青少年問題については今年から、中学校卒業後他県に就職する生徒を村に集め学校長、父兄を交えて激励会を行ないましたが、今後はこれを年中行事に取り上げていきたいと考えております。

3 農林水産について

1 農業について

県に対し農業振興地域指定を申請してありますのでその決定がなされたら今年度は第一年次とし、49年まで基礎調査し、恩納村農業振興地域整備計画を作成（調査補助年間50万円）し農業の基盤整備を行なっていきたいと考えますが当面の問題として、花キ、観葉植物の栽培を奨励し施設園芸の団地作りをし観光農業の移行を計りたい。そのためバシフイク緑地の話し合いをすすめておりましたところ契約要綱カゴ島県での試作データ等も届いておりますので、農協とも十分検討し取引契約したいと考えております。

なお、今年の子ビとバインについては、天候不順のため大きな減収がありますので農家保護の見地からトン当たりわずかではあるが牛産奨励金を交付したいと考えております。(本年限り)

2 畜産について

畜産については従来どおり肉用牛の多頭飼育を奨励すると同時に牧野の改善を計っていきたい。

3 水産について

国や県の計画に従って漁港整備事業を推進すると同時に養殖漁業の奨励と漁業器具の補助策により近代化を促進したい。

4 林業について

緑化用樹苗の生産に重点をおき、村内の緑化と道路の修景を計りたい。

4 観光について

本村は、沖縄北部観光ルートの中核であり又変化に富んだ自然観光資源に恵まれておるため私達村民が好むと好まざるとにかかわらず年年観光客は多くなっており、それに伴う車の量も急増し、昨年不幸にも交通事故により1人尊い人命を失う結果をまねいたのであります。

そこで、私は石川警察署長の協力をお願い申しあげ、県に対し車道の変更を要請致しましたところ県も実情を了解してもらい48年度予算に3千万円余の補助金を予算化してもらいましたので、今年度で国道58号線から万座毛に至る車両専用道路の新設を計画致しました。

この道路計画と併行して、現在の駐車場の移転及び歩道の両側に食堂のマーケットを造り地域住民の経済活動の一環として賃貸

しする計画も県と交渉中であります。

観光は、人が来ることによって発展するものでありますので、私達の仕事は美しい観光地作りにあると考え協会、業者、村民各位に呼びかけて緑化運動を展開する必要があると考えます。(人の流れは金の流れといわれ)観光は、経済的メリットも大きい社会的^なメリットも又かくせないものがありますので、^なメリットの解消に努力したいと考えております。

5 土木関係

道路舗装2本、その他現年度の工事予定と、49年度予定の調査設計等を行なうことにし、又河川調査(準用河川)を行ない河川台帳作成と利水関係資料の整備を行なう予定であります。

6 教育について

恩納村立の新設中学校の建設については、前の議会で議決してもらいましたが、その後用地問題その他の件で充分検討する必要性を痛感しております。学校を造れば永年のであり急ぐあまりに検討もせず敷地等を決定した場合惜いを残すことになるので、今年度は各種事情を新教育委員に検討してもらうため予算化しておりません。

仲泊小中校校地拡張については、調査設計を行ない公有水面埋立等の認可を受ける手続をしながら起債承認等を得て施行予算を編成するため調査設計費のみ計上しました。

なお、教育委員の選任については、多く人々の意志を反映させるため各校区毎に推薦してもらった方々を議会の承認を得て任命

する所存であります。

以上簡単でありますが、所信表明とあいさつにかえます。

昭和48年3月12日

恩納村長 大城保晴

昭和43年度恩納村一般会計予算

昭和48年度恩納村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ518,893円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

昭和48年3月10日提出

恩納村長 大城保晴

第1表

歳入 昭和48年度恩納村歳入歳出予算

款	項	金額
1	村	25,308
	村 民 税	5,226
	2 固定資産税	9,477
	3 軽自動車税	475
	4 村 民 消 費 税	5,801
	5 電 気 ガ ス 税	702
	6 旧 法 に よ る 税	56
	7 入 湯 税	571
2	地方譲与税	5.
	1 自動車重量譲与税	/
	2 特別心心譲与税	/
	3 地方道路譲与税	/
	4 石油ガス譲与税	/

昭和48年度恩納村歳入歳出予算

款	項	金額
3	娯楽施設利用税交付金	/
4	自動車取得税交付金	3,157
5	軽油引取税交付金	3,157
6	国営提供施設等所在市町村助成交付金	1,315
7	施設等所在市町村調整交付金	1,315
8	地方交付税	/
	1 国営提供施設等所在市町村助成交付金	/
	2 施設等所在市町村調整交付金	2,659
	3 地方交付税	2,659
	4 地方交付税	200,000
	5 地方交付税	200,000

50
19

2018年度心山村收入支出预算

款	项	数	积
1	交通安全村菜特别交付税		
10	分担金及共同租金		
	1 分担金		2
	2 共同租金		
11	使用料及公称教料		
	1 使用料	4020	
	2 公称教料	2568	
12	国库支出金		
	1 国库负担金	79889	
	2 国库補助金	24220	
	3 国库委託金	43995	
	付果支出金	1174	
		40822	

2018年度心山村收入支出予算

款	项	数	积
1	果負担金	6505	
2	果補助金	34200	
3	果委託金	114	
14	財産收入		
	1 財産收入	106487	
	2 財産売却收入	95184	
15	寄附金		
	1 寄附金	6300	
	2 寄附金	2208	
	3 寄附金	2208	
16	繰入金		
	1 繰入金		
	2 繰入金		
17	繰越金		
	1 繰越金	15201	
	2 繰越金	15201	
18	諸収入		
	1 諸収入	12816	

昭和48年度恩賜村歳入歳出予算

品名	金額
1 延滞金加算金及滞料	—
2 村預金利息	—
3 貸付金不取戻金	—
4 雑入	12,811
19 村債	9,500
1 村債	9,500
歳入合計	518,893

歳出

昭和48年度恩賜村歳入歳出予算

品名	金額
1 議会費	19,842
1 議会費	19,842
2 総務費	71,168
1 総務管理費	53,013
2 徴税	10,652
3 戸籍住民基本台帳費	4,638
4 送達	1,775
5 統計調査員費	737
6 選挙調査員費	353
3 民生費	48,710
1 社会福祉費	1,2326
2 児童福祉費	30,169
3 災害救助費	155

昭和48年度恩納村歳入歳出予算

款	項	金	額
4 衛生費	1 保健衛生費	28,320	57,655
	2 清掃費	29,335	
5 労働費	1 失業対策費	3	7,0637
6 農林水産費	1 農業費	61,699	2,375
	2 林業費	6,563	
	3 水産業費	2,375	
7 商工費	1 商工費	4,591	4,591
8 土木費		131,896	3,963
	1 土木官理費	3,963	

昭和48年度恩納村歳入歳出予算

款	項	金	額
	2 道路橋梁費	107,305	20,628
	3 河川費	20,628	
9 消防費	1 消防費	2,538	2,538
10 教育費	1 教育総務費	92,928	106,45
	2 小学校費	19,052	
	3 中学校費	38,407	
	4 幼稚園費	7,828	
	5 社会教育費	2,850	
	6 保健体育費	14,166	
11 災害復旧費		16,536	13,203
	1 農林水産施設災害復旧費	13,203	

昭和平原恩納村歳入歳出予算

款	目	金額
	2 公安土木施設災害復旧費	3,332
	3 文教施設災害復旧費	1
12	公債費	12,192
	1 公債費	12,192
13	諸支出金	2
	1 普通賦税取得費	2
14	予備費	10,217
	1 予備費	10,217
	支出合計	518,893

水又表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4	衛生費	塩屋簡易水道	2,306
6	農林水産業費	農構造事業	15,998
7	土木費	安富祖排水路	2,400
		前第2排水路	2,021
		宇加地排水路	782
		恩納排水路	11,141
		安富祖明地橋梁	572
	3 河川費	塩屋河川堤塘	1,590
	合計		41,810

起債の目的

起債の目的	取戻額	起債の方法	利率	償還の方法
壁外処理事業費	1,500	証書借入	6.2%以内	償還期限10年以内(据置期間1ケ年) 半年賦元利均等償還 必要に応じ低利債に借替することかでき
土木事業費	4,900	証書借入	6.2%以内	償還期限10年以内(据置期間1ケ年) 半年賦元利均等償還 必要に応じ低利債に借替することかでき
校舎建築事業費	5,100	証書借入	6.2%以内	償還期限5年以内(据置期間2ケ年) 半年賦元利均等償還 必要に応じ低利債に借替することかでき
計	9,500			

企画、広報、村章、(シンボルマーク)村木、村花について
企画課長 上 間 繁 市

祖国復帰してから1年間、村の行政は沖縄法から本土の諸法令への移行のための諸制度の改正、復帰に伴う行政事務分量の増大その他幾多の諸問題点の処理等、目まぐるしい多忙を極めてきた。

今日、ようやく本土の類似町村並に行政機構を改正して改めて企画課を設置し従来の課名も住民サービスにマッチする課名に名称替、職員も適材適所に配置替すると共に事務分量に応ずべく職員も増員致しまして現体制に至っております。

企画課の所掌事務の概要を申し上げますと読んで字の如くで恩納村の総合的企画及び調整、即ち村の未来像をもくろみ、これを実施に移すと共に統計調査によって行政の進む方向を指針し総合的土地利用計画によって且つ環境保全に努め更に美しい自然環境を造り「豊で公害のない田園観光村」を建設しなければなりません。復帰後1年余にして、新生恩納村の企画行政を推進するには、今後積極的姿勢と、きびしい不断の努力がとても必要とされます。そこで議会議員並びに村民各位の従来にも増した御高見なる御教示を賜わりますようお願い致します。

次に疎遠いたしました広報も企画課で所掌し、今後はその広報活動によって充実させ、行政、経済、社会、教育、文化等、それに個々の御意見も紹介し、なお、役場や団体、部落の話題や行事なども、どしどし広報の中にもりこんで御知らせいたしたいと考えております。

つきましてはこの広報活動にも、その趣旨を御理解いただきまして各位の積極的な御協力方を重ねてお願い申し上げます。

ところで、かねてから公募していた村章(シンボルマーク)と村木、村花は応募作品多数の中から厳選審査の結果、新生恩納村にふさわしく、格調をそなえたものが下記のとおり決定されたこ

とは両新聞でも発表され御承知のことと拝見しますが、更に村民が等しく知り、その持つ意義を広く対外的にも広報してもらい。それに且つ村民生活の心の寄りどころにしたい。とくに今後は各種行事に、日の丸の旗と共に村旗が掲げられ、対外的にも我が村を代表し、又役場の屋上には、恩納村の飛躍発展を象徴し、勇しい姿で常にひるがえり一段とさえることであらう。

(1) 村 章

広報おんなの表紙に作品図と意義説明してあり色彩は、紫紺色の下地の上に金色で円を描き、その中に左右鋭角に“オンナ”の文字をデザインしたもの

当 選 者

宮城県仙台市上杉

三浦 明 さん

(2) 村 木

フクギ(福木) オトギリソウ科

「村民の融和と団結によって平和で無限に繁栄する常緑色」

当 選 者

那覇市寄宮

金武朝輝 さん

(3) 村 花

ユウナ(右納) 和名 オオハマボウ アオイ科

「黄色のなごやかと香りで平和と純真を表わす。」

当 選 者

恩納村字谷茶

当山義博 さん

以 上

恩 納 村 字 別 人 口

昭和48年5月末現在

区 分 字 名	男	女	計	世帯数
名 嘉 真	344	341	675	146
喜 瀬 武 原	199	170	369	64
安 富 祖	275	329	604	138
瀬 良 垣	209	215	424	73
太 田	132	128	260	56
恩 納	492	523	1,015	242
南 恩 納	278	295	573	143
谷 茶	183	194	377	89
富 着	122	118	240	59
前 兼 久	293	267	560	116
仲 泊	463	528	991	197
山 田	458	427	885	172
真 栄 田	157	155	312	60
穆 屋	151	157	308	60
宇 加 地	157	142	299	59
そ の 他	82	0	82	82
計	3,985	3,989	7,974	1,756

村税は納期限内に納めましょう。

村では明るい、住みよい、安心して子供の教育ができる村造りのために、その費用の一部を村民から徴収しています。これが普通いわれている村税であります。もし、村税が決められた納期限内に納められない場合は、村が良い計画を立てても実現出来ないこととなります。そのために、納期限内に納められた人々にも迷惑をかけることとなりますので、納期限内に納めなかつた人々には督促状が送られ、課税された村税の外に、督促手数料として30円を納めなければなりません。その外に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年利14.6%（納期限の翌日から1ヶ月以内には納めた場合は7.3%）の延滞金が徴収されます。

もういちど、税金の納期限をたしかめて、余分な、お金を納めなくてよいように、注意しましょう。

各税金の納期限はつぎにあげるとおりです。

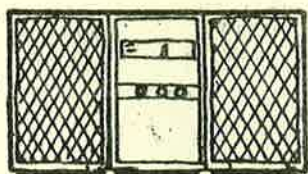
村税の納期限

4月	国民健康保険税	1期	1日から30日まで
4月	軽自動車税	全期	1日から30日まで
5月	固定資産税	1期	5月25日から6月15日まで
6月	村民税	1期	1日から30日まで
7月	国民健康保険税	2期	1日から31日まで
8月	固定資産税	2期	1日から31日まで
9月	村民税	2期	1日から30日まで
10月	国民健康保険税	3期	1日から31日まで
11月	固定資産税	3期	1日から30日まで
12月	村民税	3期	1日から25日まで

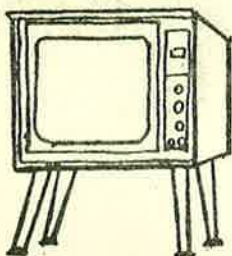
文化 生活 状況

(村民生活)

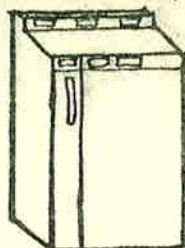
単位 “ 世帯数” に対する率



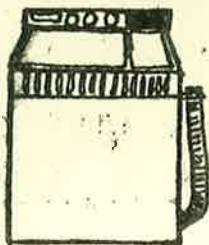
ステレオ、ラジオ (100%)



白黒、カラーテレビ (96.5%)



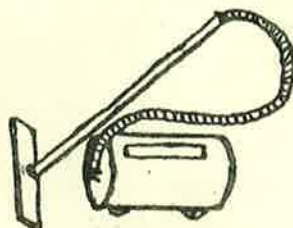
冷蔵庫 (90.7%)



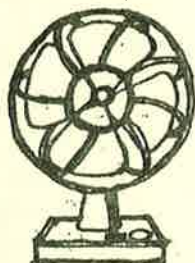
洗濯機 (82.8%)



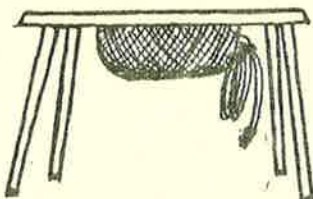
電気、ガス炊飯器 (100%)



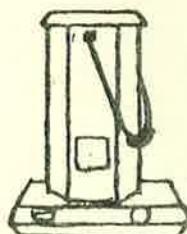
掃除機 (12.6%)



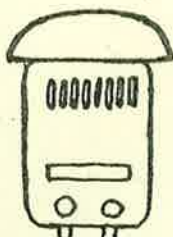
扇風機 (98.1%)



電気コタツ (40%)



石油ストーブ (70%)



湯沸器 (46.6%)



ガスコンロ (78.2%)



新聞 (72.2%)



自家用車 (55.3%)



電話 (10.2%)